

宇部市女性応援イクメン奨励助成金 交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、男性従業員に育児休業を取得させる事業者(以下「事業者」という。)及び育児休業を取得する男性従業員本人に助成金を交付することにより、男性の育児参加を促進するとともに、女性の活躍推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 2 条第 1 号に規定する育児休業又は育児を理由として取得する休暇等を、「育児休業期間」とは、育児休業を連続して取得する期間(週休日その他事業者の就業規則等により勤務を要しない日(以下「週休日等」という。)を含む。)をいい、有給・無給は問わないものとする。

2 当該申請に係る子の年齢については、事業者の就業規則等に定める範囲とする。

(交付対象事業者)

第 3 条 助成金交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において事業活動を行う、常時雇用従業員数 300 人以下の企業、法人又は団体のうち、「宇部市女性活躍推進企業」の認証を受けていること。
- (2) 次条各号の要件を満たす男性従業員を雇用していること。

(交付対象男性従業員)

第 4 条 助成金交付の対象となる男性従業員は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 育児休業の取得開始時に、前条第 1 号の要件を満たす事業者に雇用されていること。
- (2) 育児休業期間が7日以上であり、かつ、当該期間中に勤務を要する日(育児休業を取得していなければ通常勤務となる日をいう。以下同じ。)を5日以上含む育児休業を取得すること。
- (3) 育児休業終了後、継続して雇用することが決定されていること。
- (4) 「宇部イクメンの会」に登録されていること。(申請中の者を含む。)

(助成金の額等)

第 5 条 助成金の交付額は、第 3 条及び前条に規定する事業者及び男性従業員に対し、育児休業期間に応じ、次の表に掲げる額とする。ただし、予算の範囲内においてこれを交付するものとする。

育児休業期間	事業者	男性従業員
7日～13日	30,000 円	30,000 円
14日～29日	50,000 円	50,000 円
30日以上	100,000 円	100,000 円×月数(月払い)

- 2 助成金の交付は、当該申請に係る子 1 人につき、申請年度内において事業者分と男性従業員分それぞれ 4 回までとし、上限額については事業者分 10 万円、男性従業員分 30 万円とする。
- 3 分割して申請する際に上限額を超える場合は、すでに決定している交付額と上限額との差額を交

付するものとする。

- 4 男性従業員の休業に係る月数は、30日(週休日等を含む。)を1か月として換算し、30日未満の日数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者及び男性従業員は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付申請書〈事業者用〉(様式第1号)
- (2) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付申請書〈男性従業員用〉(様式第1号)
- (3) 当該申請に係る子の年齢が、「育児・介護休業法」に定める範囲を超えている場合は、就業規則等(育児休業について規定している部分)の写し
- (4) 育児休業期間の勤務予定表等の書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、交付の決定をするときは宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の決定をするときは宇部市女性応援イクメン奨励助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(変更承認)

第8条 助成金の交付決定を受けた事業者及び男性従業員(以下「交付決定事業者等」という。)が、取組の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金変更交付申請書〈事業者用〉(様式第4号)
- (2) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金変更交付申請書〈男性従業員用〉(様式第4号)
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは変更交付決定を行い、宇部市女性応援イクメン奨励助成金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、前条第1項の規定により決定した交付額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(請求)

第9条 交付決定事業者等は、当該年度の3月31日までに、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金請求書〈事業者用〉(様式第6号)
- (2) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金請求書〈男性従業員用〉(様式第6号)
- (3) 宇部市女性応援イクメン奨励助成金事業者証明書(様式第7号)、又は育児休業期間を証明できる書類等の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類
- 2 男性従業員分に係る請求については、1か月単位で行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、交付決定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3) その他、市長が適当でないと認めるとき

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、宇部市女性応援イクメン奨励助成金交付決定取消・返還通知書(様式第 8 号)により通知するとともに、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後 3 年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 11 月 7 日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この要綱の施行後 3 年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認

めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。